

この求人



プラスワン!

事業主の皆様！
仕事と治療の両立ができる求人にご理解とご協力をお願いします。

ハローワーク横浜では、がんや肝炎、糖尿病等の治療を受けながら再就職を希望する方に対し、長期療養者対象の専門窓口を開設して職業相談を行っています。

窓口の利用者は概ね、手術等の治療が一段落し手術後の抗がん剤投与に伴う通院や、2～3か月に1回程度の経過観察による通院をしている方です。

この様な求職者の方に対し、

- **通院等による休日や休暇設定の配慮が可能な求人**
(通院に伴う平日休みが取得可能な求人)
- **求職者の希望に応じて勤務時間等の労働条件について柔軟に対応できる求人**



等、事業主の皆様の**プラスワン**の配慮が可能な求人について仕事と通院の両立が可能な、長期にわたる治療等が必要な早期就職者対象求人(以下「**長期療養者両立求人**」)として職業相談窓口をご利用の皆様は求人の情報提供を行っています。

なお、両立求人は専用求人ではありません。通常の求人を提出する際に、「**長期療養者両立求人も希望します**」と窓口伝えて頂くだけでOKです。

両立求人として公開すると

長期療養者の窓口を利用している求職者の方が窓口での相談時、「**長期療養者両立求人**」を探しやすくなります。

長期療養者両立求人についてのQ&Aはこちら！



プラスワン！ 長期療養者両立求人Q&A

Q1 長期療養者両立求人にするとうなるのでしょうか？

長期療養者両立求人にすると、求人検索時及び窓口での職業相談時に長期療養者相談窓口を利用して対象求人を探している求職者の方が、該当求人を探しやすくなります。

Q2 専用の求人を出さないといけないのでしょうか？

いいえ、専用求人の必要はありません。通常の求人の公開内容に「**長期療養者両立求人**」として「**プラスワン**」するだけです。求人申込書の提出時（または求人の更新時）に「**長期療養者両立求人での公開も希望します**」と窓口で申し出いただければOKです。

Q3 パートタイムなどの短時間雇用の求人でないといけないのでしょうか？

いいえ、フルタイムの求人でも大丈夫です。「平日に通院がある場合、通院の為の時間や日にちの配慮」等が可能であれば、フルタイム、パートタイムの制限はありません。

Q4 長期療養者相談窓口を利用されている求職者の方を別枠の採用枠として選考をしないといけないのでしょうか？

いいえ、その様な制限はありません。貴事業所の採用計画に基づいた採用枠で選考していただければOKです。

Q5 長期療養者両立求人にすることで事業主に対し助成金が受けられる制度などはあるのでしょうか？

「長期療養者両立求人」専用ではありませんが、治療と仕事を両立させるために社内制度を導入した事業主に対し障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度コース）をご利用いただける場合がございます。詳しくは神奈川助成金センター（電話045-277-8815）までお尋ねください。

長期療養者両立求人についてのお問い合わせは下記の窓口へ！



ハローワーク横浜 職業相談企画部門
長期療養者職業相談窓口
TEL：045-663-8609
(部門コード：48#)

横職企300301



神奈川労働局 ハローワーク横浜